

第1問 1-1 (3点)

X社は、自社の新商品である電気シェーバー甲を発売するに際して、インターネット上の自社のホームページに広告を掲載するとともに、景品や懸賞などを付する大規模な新発売キャンペーンを行うことを検討している。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. X社は、服飾品を製造するY社の協力を得て、甲の初期出荷分すべてについて、購入者全員にY社のネクタイピンを景品として提供することとした。この場合、景品表示法上、景品とすることのできるネクタイピンの価額には甲の取引価額に応じて一定の制限がなされている。

イ. X社は、甲の初期出荷分に抽選券を封入して、豪華旅行等の賞品が当たる懸賞を行うこととした。この場合、景品表示法上、当該懸賞で提供される賞品の総額には制限がなされているが、個々の賞品の価額についての制限はなされていない。

ウ. X社は、インターネット上の甲の公式サイトにおいて、甲の性能について、競合他社の製品よりも著しく優良である旨の表示をしたが、当該表示について内閣総理大臣（消費者庁長官）から一定期間内にその裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求められた。この場合において、X社が当該期間内に合理的な根拠を示す資料を内閣総理大臣（消費者庁長官）に提出しないときは、当該公式サイトにおける表示は、内閣総理大臣（消費者庁長官）の行う措置命令については、不当な表示とみなされる。

エ. X社は、インターネット上の甲の公式サイトにおける甲の広告において、甲の性能について、実際よりも著しく優良であると誤解される表示を行った。この場合、消費者契約法に規定する適格消費者団体は、X社に対し、当該表示をやめるよう請求することができる。

オ. X社は、甲の新発売キャンペーンの実施にあたり、景品表示法に基づく景品類の提供に関する事項の制限に違反する景品の提供を行った。この場合、内閣総理大臣（消費者庁長官）は、一定の要件を充たすときは、当該制限に違反したことを理由としてX社に対し課徴金の納付を命じることができる。

- ① アイエ ② アイオ ③ アウエ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第1問 1-2 (3点)

保証に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 保証契約は、債権者と保証人となろうとする者の間の口頭の合意により有効に成立し、書面または電磁的記録によってなされる必要はない。
- ② 保証人は、主たる債務者から委託を受けたか否かにかかわらず、主たる債務者の資力の不安等から、事後の求償権の行使では満足できなくなるおそれがあるときは、保証債務の履行に先立ち、あらかじめ求償権を行使することができる。
- ③ 保証人が複数いる場合の保証債務の額は、保証人の人数に応じて分割されるのが原則であるから、複数の連帯保証人がいる場合、別段の意思表示がない限り、各連帯保証人の負う保証債務の額は、連帯保証人の数に応じて分割される。
- ④ 民法上、貸金等根保証契約における保証人は、主たる債務に関する利息および違約金については、その履行をする責任を負うが、主たる債務に関する損害賠償債務については、その履行をする責任を負わない。
- ⑤ 民法上、貸金等根保証契約における主たる債務の元本は、債権者と保証人との間で定めた元本確定期日が到来する前であっても、主たる債務者が死亡した場合には確定する。

第1問 1-3 (3点)

次のア～オの記述は、X社内において株主総会について検討している甲と乙との会話の一部である。この会話における乙の発言のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 甲「株主に対する株主総会の招集通知の発送には多大な手間と費用を要します。これらの手間と費用を省くため招集通知の発送等を省略することはできませんか。」
乙「当社は、株主の過半数の同意があれば、招集通知の発送等の手続を省略して株主総会を開催することができます。」
- イ. 甲「会社法上、定款を変更するための株主総会の決議要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上とされていますが、これを下回る決議要件にすることはできますか。」
乙「会社法上、特別決議事項については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の多数で決議することが必要です。定款によってこれらの要件を加重することは認められますが、特別決議事項の決議要件を出席した当該株主の議決権の3分の2未満に緩和することはできません。」
- ウ. 甲「当社が、株主総会の決議において、株主であるAに対し、議案に賛成してもらう見返りに金銭を交付した場合、会社法上の問題はありますか。」
乙「会社法上、株主の権利の行使に関し、会社の計算において、財産上の利益を供与する、利益供与は禁止されています。利益供与に関与した取締役等は、その過失の有無にかかわらず、供与した利益の価格に相当する額を会社に支払う責任を負います。」
- エ. 甲「株主総会に出席できない株主が議決権を行使する方法はありますか。」
乙「株主が、代理人により議決権を行使する方法や、書面または電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を定める方法があります。当社に議決権を有する株主が1000人以上いる場合には、当社は、原則として、書面または電磁的方法による議決権行使を可能にすることが義務付けられます。」

(TAC・無断転載を禁ず)

オ. 甲「当社は、株主の議決権の行使について、株主ごとに異なる取扱いをすることができますか。」

乙「株主平等原則に基づいて、各株式の内容は平等であって、かつそれを前提に各株式の取扱いは平等であることが求められます。しかし、会社法上の公開会社でない当社は、定款の定めにより、株主の議決権の行使について、株主ごとに異なる取扱いをすることができます。」

① アイウ ② アイエ ③ アウオ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第 1 問 1 - 4 (3 点)

損害賠償責任に関する次のア～オの記述うち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から 1 つだけ選びなさい。

ア. 交通事故について運行供用者が自動車損害賠償保障法に基づき負う損害賠償責任は、運行供用者が一定の要件を充たしていることを証明できれば、免除される。

イ. 農林水産物であっても加工されたものであれば、製造物責任法上の製造物に該当し、加工された農林水産物に欠陥があり、その欠陥により人の生命、身体または財産に被害が生じた場合、製造物責任法に基づく損害賠償責任が生じ得る。

ウ. 旅館が宿泊客から荷物の寄託を受け、当該荷物が損壊した場合、当該旅館は、善良な管理者の注意義務を果たしていたことを証明することができれば、商法上、損害賠償責任を免れる。

エ. 労働者が業務上負傷し、または疾病にかかった場合、使用者は、原則として、その費用で必要な療養を行い、または必要な療養の費用を負担する義務を負う。

オ. 民法上の土地工作物責任について、土地の工作物の占有者は、土地の工作物の設置または保存に瑕疵があることによって他人に損害が生じた場合、当該損害の発生を防止するのに必要な注意をしていたとしても、損害賠償責任を免れることはできない。

① アイエ ② アイオ ③ アウオ ④ イウエ ⑤ ウエオ

第2問 2-1 (3点)

著作権に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① Aが創作した著作物甲を、著作物甲の著作者ではないBが翻案し、パロディ作品である作品乙を創作した。この場合において、Bがその翻案にあたり著作物甲に新たな創作性を付加して作品乙を創作していたとしても、作品乙は、著作権法上の二次的著作物に該当しない。
- ② コンピュータソフトウェアの制作会社であるA社は、B社からプログラムの開発の委託を受け、従業員10名からなる開発チームを組織してプログラムの開発に当たらせ、プログラム甲を完成させた。プログラム甲はB社に納品されたが、A社を著作者としてプログラム甲が公表されることはなかった。この場合、プログラム甲の著作者は、当該開発チームの従業員10名となる。
- ③ AとBは、共同して著作物甲を創作した。その後、Aが死亡し、さらにその2年後にBが死亡した場合、著作物甲についての著作権は、原則として、Bの死後50年を経過するまでの間、存続する。
- ④ Aは、自らが創作した著作物甲についての著作権をBに譲渡した。この場合、Bは、当該著作権の譲渡について、その旨の登録を経なくても、その後にAから当該著作権の譲渡を受けたCに対抗することができる。
- ⑤ Aは、著作物甲が記録されている市販のDVDを購入した。当該DVDは技術的保護手段により複製が防止されており、Aは、そのことを知りながら、当該技術的保護手段を回避し、当該DVDを複製した。この場合であっても、Aが私的使用を目的として当該DVDを複製しているのであれば、Aによる当該DVDの複製は、著作物甲についての著作権を侵害しない。

第2問 2-2 (3点)

化粧品の製造業者であるA社は、X市で化粧品の小売業を営むB社との間で、自社の化粧品甲を継続的に供給する売買取引を開始した。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① A社は、B社に対し、不当に、化粧品甲を供給する条件として化粧品甲とともにA社製の化粧品乙を購入することを強制し、これに基づいてB社に化粧品甲と化粧品乙を同時に購入させた。この場合におけるA社の行為が公正な競争を阻害するおそれがあるときは、A社の行為は、不公正な取引方法として独占禁止法に違反する。
- ② A社は、B社に化粧品甲を供給するに際し、正当な理由がないのに、消費者に対する化粧品甲の最低販売価格を設定しその価格以上で販売することをB社に強制した。この場合におけるA社の行為は、不公正な取引方法として独占禁止法に違反する。
- ③ A社は、B社と取引を開始するにあたり、不当に、A社の競合会社であるC社と取引をしないことを条件としてB社との取引を開始し、C社の取引の機会を減少させた。A社およびB社の本件取引が公正な競争を阻害するおそれがある場合、A社の行為は、不公正な取引方法として独占禁止法に違反する。
- ④ B社は、X市においてB社と同様に化粧品甲を販売する小売業者D社との間で、化粧品甲の値下げ競争が激化することを回避するため、協議の上、化粧品甲の最低販売価格を決定し、これを下回る価格で販売しない旨の協定を締結し、これに従って相互に事業活動を拘束することにより、公共の利益に反して、X市の化粧品甲の市場における競争を実質的に制限した。この場合のB社およびD社の行為は、不当な取引制限として独占禁止法に違反する。
- ⑤ A社は、B社に対し、一定の期間における化粧品甲の販売数が一定以上となった場合に、B社に対する化粧品甲の卸売り価格についてA社の採算の範囲内で値引きを行った。この場合におけるA社の行為は、不公正な取引方法として独占禁止法に違反する。

第2問 2-3 (3点)

抵当権に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. X社は、Y社に融資をするにあたり、Y社所有の土地に抵当権の設定を受け、その旨の登記を経た。本件融資について、Y社が返済期限を過ぎても返済しない場合、X社は、民事訴訟を提起し債務名義を取得していなくても、当該抵当権を実行することができる。

イ. X社は、Y社に融資をするにあたり、Y社所有の土地に根抵当権の設定を受け、その旨の登記を経た。X社が当該根抵当権を実行するためには、被担保債権の元本が確定していなければならない。

ウ. X社は、Y社に融資をするにあたり、Y社所有の土地に極度額5000万円の根抵当権の設定を受け、その旨の登記を経た。その後、当該根抵当権の実行により当該土地は競売に付され、6000万円で落札された。この場合において、当該根抵当権の被担保債権の総額が5500万円であり、後順位抵当権者がいないときであっても、X社は、5000万円を限度として配当を受けられるのみである。

エ. X社は、Y社に融資をするにあたり、Y社所有の甲土地と乙土地を共同抵当として抵当権の設定を受け、その旨の登記を経た。この場合、X社は、抵当権を実行するためには、甲土地と乙土地の両方について同時に競売の申立てをしなければならない。

オ. X社は、Y社に融資をするにあたり、Y社所有の土地に抵当権の設定を受け、その旨の登記を経た。この場合、Y社が当該土地を第三者Zに売却するためには、X社の同意を得なければならない。

① アイウ ② アイオ ③ アウエ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第2問 2-4 (3点)

XとYとの間におけるA株式会社の株式の譲渡等に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。なお、A社は、株券発行会社ではないものとする。

- ① A社の株主Xは、Yとの間で、その保有するA社の株式100株を代金1000万円でYに譲渡する旨の売買契約を締結した。この場合、当該株式の譲渡の効力は意思表示のみで発生し、A社の株主名簿へのYの氏名および住所の記載はA社および第三者への対抗要件である。
- ② A社の株主Xは、Yとの間で、その保有するA社の株式100株を代金1000万円でYに譲渡する旨の売買契約を締結した。Yは、Xに代金1000万円を支払い、A社の株主名簿にYの氏名および住所が記載された。この場合において、A社が株主総会の招集通知を発するとき、A社は、Yに対する当該通知を株主名簿に記載されたYの住所にあてて発すれば足り、当該通知がYに到達しなかったとしても、当該通知は、通常到達すべきであった時に、Yに到達したものとみなされる。
- ③ A社が会社法上の公開会社でない場合において、A社の株主Xが死亡し、その相続人YがXの保有していたA社の株式を単独で相続したため、A社では、株主総会の特別決議を経た上でYから当該株式(自己株式)を取得することを検討している。この場合、A社の他の株主は、原則として、A社に対し、自己株式の取得の対象となる特定の株主に自己をも加えたものを当該株主総会の議案とすることを請求することはできない。
- ④ A社が会社法上の公開会社でない場合において、A社の株主Xは、その保有するA社の株式をYに譲渡することを検討している。この場合、Xは、A社に対し、Yが当該株式を取得することについて承認をするか否かの決定を請求することができるが、この請求の際に、A社が譲渡を承認しない場合には当該株式をA社またはA社の指定する者において買い取るべき旨の請求を必ず付帯しなければならないわけではない。
- ⑤ A社が会社法上の公開会社でない場合において、A社の株主Xは、その保有するA社の株式をYに譲渡したが、あらかじめ当該譲渡についてA社の承認を得ていなかった。この場合、Yは、A社に対して、Yが当該株式を取得することについて承認をするか否かの決定を請求することができるが、A社が譲渡を承認しない場合には、A社またはA社の指定する者において買い取るべき旨の請求をすることはできない。

第3問 3-1 (3点)

X株式会社は、民事再生手続開始の申立てを行い、裁判所により、X社について再生手続開始の決定がなされた。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① X社について民事再生手続が開始された後も、原則として、従前のX社の取締役らが、X社の業務を執行し、X社の財産を管理し処分する権利を有する。
- ② X社は、Y社に対して負う借入金債務の担保として、その所有する建物に抵当権を設定し、その旨の登記を経ている。当該建物がX社の事業継続に欠くことのできないものである場合、X社は、裁判所の許可を得て、当該建物の価額に相当する金銭を裁判所に納付して当該抵当権を消滅させることができる。
- ③ X社について民事再生手続が開始された後、X社は、取引先であるY社からX社の業務に要する資材を購入した。この場合、Y社のX社に対する当該資材の売買代金債権は、共益債権として随時弁済を受けられるものではなく、再生債権として再生計画に従って弁済される。
- ④ X社の民事再生手続において、再生計画認可決定がなされ確定したが、その後、X社は、Y社に対し、再生計画に基づく弁済を怠った。この場合、Y社は、別途債務名義を得ることなく、再生計画の条項が記載された再生債権者表の記載を債務名義として、X社の財産に対して強制執行を行うことができる。
- ⑤ X社の民事再生手続において、X社の事業の状態が想定よりも悪化し、再生計画の認可の見込みがない状況となった。この場合、裁判所は、再生手続廃止の決定をするとともに、その決定が確定した場合において、X社に破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、X社からの申立てがなくとも、職権でX社につき破産手続開始の決定をすることができる。

第3問 3-2・3-3

貸金業者であるX社は、Y社との間で金銭消費貸借契約を締結し、Y社に対して事業資金として1000万円を貸し付けた。しかし、その後、約定の返済期日が到来しても、Y社はX社に対して借入金を返済しないため、X社はY社に対して再三催告したが、Y社はなおも返済をしない。

この場合を前提として後記3-2、3-3に答えなさい。

第3問 3-2 (3点)

X社は、Y社に対して、貸金返還請求訴訟を提起することとした。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. X社とY社との間の金銭消費貸借契約において、本件契約に関する民事上の法的紛争に関しては、X社の所在地を管轄する地方裁判所およびY社の所在地を管轄する地方裁判所のいずれでもない特定の地方裁判所を管轄裁判所とする旨の合意がなされ、その旨が契約書に記載されていた。この場合、X社がY社に対する貸金返還請求訴訟を提起するときは、特段の事情がない限り、X社は当該合意による管轄裁判所に対して当該貸金返還請求訴訟を提起することができる。

イ. X社を原告、Y社を被告とする貸金返還請求訴訟の第一回期日にY社が欠席した。この場合であっても、Y社が事前に答弁書を提出しているときは、裁判所は、当該期日においてY社が答弁書に記載された内容を陳述したものとみなし、出頭したX社に弁論をさせることができる。

ウ. X社とY社との間の貸金返還請求訴訟が弁論準備手続に付された場合、裁判所は、弁論準備手続において当事者に準備書面を提出させることができる。

エ. X社とY社との間の貸金返還請求訴訟において、X社とY社の双方が判決言渡期日に欠席すると、裁判所は判決の言渡しをすることができない。

オ. X社とY社との間の貸金返還請求訴訟の第一審において、X社の請求をすべて認容する旨の判決がなされた。Y社は、この判決に不服があるとしても、控訴理由として判決に重大な影響を及ぼすことが明らかな法令違反がある場合でなければ、控訴をすることができない。

- ① アイウ ② アイオ ③ アウエ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第3問 3-3 (3点)

X社がY社を被告として提起した貸金返還請求訴訟に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 本件訴訟において、X社がY社に対して1000万円を貸し渡したとのX社の主張に対し、Y社が、X社との間で本件金銭消費貸借契約を締結した事実は認めつつも、本件金銭消費貸借契約に基づいて1000万円をY社が受領した事実はない旨を主張した。この場合、X社の請求は認容されるためには、X社がY社に1000万円と交付した事実を、X社において証明しなければならない。
- ② 本件訴訟において、X社がY社に対して1000万円を貸し渡したとのX社の主張に対し、Y社が、1000万円は確かに受け取ったがそれはX社から贈与を受けたものである旨を主張した。この場合、X社の請求が認容されるためには、X社は、Y社に交付した1000万円は本件金銭消費貸借契約に基づいて交付されたものである事実を、X社において証明しなければならない。
- ③ 本件訴訟において、Y社は、X社から借り入れた1000万円についてはすでにX社に返済した旨の主張をした。この場合、X社の請求が認容されるためには、X社がY社から弁済を受けていない旨の事実を、X社において証明しなければならない。
- ④ 本件訴訟において、X社がY社に対して1000万円を貸し渡したとのX社の主張に対し、Y社がこれを認める場合、X社は、Y社に対して1000万円を貸し渡した事実を証明する必要はなく、裁判所は当該事実が存在しないと認定をすることはできない。
- ⑤ 本件訴訟において、裁判所は、証拠調べの結果、X社がY社に貸し渡した金銭は1000万円ではなく、1200万円であるとの心証を得た。この場合であっても、X社がY社に貸し渡した金銭は1200万円である旨を当事者が主張しない限り、裁判所は、X社がY社に貸し渡した金銭が1200万円であると認容することはできない。

第3問 3-4 (3点)

特定商取引法に関する次のア～オの記述のうち、その内容が最も適切なものの組み合わせを①～⑤の中からを1つだけ選びなさい。

- ア. 消費者Xは、路上でY社の販売員に化粧品に関するアンケートに回答して欲しいと声をかけられ、促されるままY社の営業所に同行したところ、当該営業所内で、当該販売員から化粧品を購入するよう勧誘され、Y社から化粧品を購入する旨の売買契約を締結した。この場合、Xの自宅にY社の販売員が訪問しているわけではないため、当該売買契約は、特定商取引法上の訪問販売には該当しない。
- イ. 消費者Xは、インターネット上のY社のホームページでY社の販売する健康食品の広告をみて、当該ホームページを通じて当該健康食品を購入する旨の売買契約を締結したが、当該売買契約を解除して当該健康食品を返品したいと考えている。この場合において、Y社が当該広告上に当該健康食品の売買契約は解除することができない旨を表示していても、特定商取引法上、Xは、一定の期間内であれば、当該売買契約を解除することができる。
- ウ. 消費者Xは、エステティックサロンYとの間で、半年の間、毎月2回施術を受けることができる権利を10万円で購入する旨の売買契約を締結した。当該契約締結に際し、Xは、Yの販売員から当該権利の売買契約はクーリング・オフの対象にならない旨の説明を受けた。この場合、Xは、Yからクーリング・オフを行使することができる旨を記載した所定の書面を受領し、当該受領した日から一定の期間が経過するまでの間、クーリング・オフを行使することができる。
- エ. 宝石の販売業を営むX社は、特定商取引法上の訪問購入を行っている。この場合、X社の従業員は、訪問購入の方法による宝石の売買契約の締結を勧誘しようとするときは、その勧誘の要請をしていない消費者に対し、営業所等以外の場所において、当該売買契約の締結について勧誘をし、または勧誘を受ける意思の有無を確認してはならない。

オ. 消費者Xは、購入の申込みをしていないにもかかわらず、Y社から送付された英会話の学習教材を受け取った。Xが当該教材を受け取ってから1ヶ月後、Y社の従業員は、X宅を訪問し、当該教材を受け取ってから14日以内に返品がなければ売買契約が成立したことになることとXに説明し、当該教材の代金を請求した。この場合、Xは、Y社に対し、当該教材の売買契約の申込みを承諾していないため、当該売買契約は成立していない旨を主張することができる。

- ① アイウ ② アイオ ③ アウエ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第4問 4-1 (3点)

X株式会社では、5名の取締役が選任されており、その全員で取締役会が構成されている。また、5名の取締役のうち、1名は会社法上の社外取締役である。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。なお、X社は、会社法上の公開会社であるが、監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社ではないものとする。

- ア. X社は、取締役会の決議について、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その3分の2以上の賛成をもって行うとの定款の規定を置いている。この場合、当該定款の規定は有効であり、X社の取締役会決議は、当該規定に従って行われることとなる。
- イ. X社は、取締役会の議事について、法務省令で定めるところにより、書面または電磁的記録によって議事録を作成しなければならないが、当該議事録には、取締役会に出席したX社の取締役および監査役が署名もしくは記名押印または電子署名をしなければならない。
- ウ. 取締役Aは、X社で不要となった自動車1台をX社から買い取ることを希望している。この場合、Aは、X社との間で当該自動車の売買契約を締結する前に、X社の取締役会において、当該売買契約につき重要な事実を開示した上で、その承認を受けなければならない。
- エ. 会社法上、X社は、社外取締役であるBのX社に対する損害賠償責任をX社の他の取締役よりも軽減することは認められない。したがって、Bは、その任務を怠った場合、X社の他の取締役と同様にX社に対する損害賠償責任を負う。
- オ. X社では、代表取締役として会長のCおよび社長のDの2名が選定されているが、X社の取締役会は、CおよびDは共同してのみ代表権を行使することができる旨を取締役会決議によって定めた。この場合において、Dが当該取締役会決議に違反して、単独で第三者Eとの間でX社を代表して契約を締結したときには、Eが当該取締役会決議による代表権の制限を知っていたか否かにかかわらず、X社は、Dの代表権の制限をEに対抗することができない。

- ① アイウ ② アイオ ③ アウエ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第4問 4-2 (3点)

不動産の賃貸借契約に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① X社は、建物の所有を目的としてY社の所有する甲土地を賃借し、甲土地上に乙建物を建築し、その保存登記を経た。その後、Y社は、甲土地をZ社に譲渡し、その旨の登記を経た。この場合において、X社は、Z社から乙建物の収去および甲土地の明渡しを請求されたときは、これに応じなければならない。
- ② X社は、Y社の所有する甲建物を賃借し、その引渡しを受け使用していたが、Y社の承諾を得て、甲建物をZ社に転貸した。この場合、民法上、Y社は、Z社に甲建物の賃料の支払いを請求することはできない。
- ③ X社は、Y社の所有する甲建物を賃借し、その引渡しを受け使用していた。その後、Y社は、甲建物をZ社の譲渡し、その旨の登記を経た。この場合において、X社は、Z社から甲建物の明渡しを請求されても、これに応じる必要はない。
- ④ X社は、Y社の所有する甲建物を賃借し、その引渡しを受け使用していたが、Y社の承諾を得て、甲建物の価格を増加させる費用(有益費)を支出した。この場合において、その価格の増加が現存するときは、民法上、X社は、直ちに、現実に支出した金額または増加額のいずれかを選択して、Y社にその額の償還を請求することができる。
- ⑤ X社は、事務所として使用する目的でY社の所有する甲建物を賃借し、甲建物内に応接セットを設置したが、Y社との合意により、甲建物の賃貸借契約を終了させた。この場合、民法上、X社は、甲建物を返還するに際し、当該応接セットを収去する必要はない。

第4問 4－3 (3点)

特許権に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 特許権者が自己の特許発明について専用実施権を設定する場合、相手方との間で専用実施権設定契約を締結し、かつ、特許原簿への登録をしなければ、専用実施権はその効力を生じない。
- ② 従業者が職務発明につき特許権を取得した場合、従業者と使用者の間に事前に特段の定めがなくとも、特許法上、使用者にはその特許権について通常実施権が認められる。
- ③ 特許出願に対し、発明が特許要件を具備しているかなどの実体審査は、すべての特許出願に対して行われるのではなく、特許出願後に出願審査の請求があったものについてのみ行われる。
- ④ 物を生産する方法の発明についての特許権者は、業としてその方法を使用する権利に加え、業としてその方法により生産した物の使用および譲渡等をする権利を有する。
- ⑤ 特許権を侵害した者に対しては刑事罰が科せられるが、特許権侵害にかかる罪は親告罪であり、特許権者等の告訴がなければ公訴を提起することができない。

第4問 4-4 (3点)

X社は、電気機器の製造業を営んでおり、小売店等へ商品を納入しているが、X社が製造した電気機器甲に欠陥があり、この欠陥が原因で発火事故が発生した。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものを○、適切でないものを×としたときの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 甲を購入したAが、甲をその通常の用法に従って使用中に本件発火事故が発生し、Aはやけどを負った。この場合、当該欠陥の存在につきX社に過失がなくとも、X社は、Aに対し、製造物責任法に基づく損害賠償責任を負う。
- イ. 甲を購入したAが、甲をその通常の用法に従って使用中に本件発火事故が発生し、甲が破損し使用不能となったが、他に損害は生じなかった。この場合、X社は、Aに対し、製造物責任法に基づく損害賠償責任を負わない。
- ウ. 甲を購入したAが、甲をその通常の用法に従って使用中に本件発火事故が発生し、Aはやけどを負った。Aが購入した甲は、X社と電気機器メーカーY社との間のOEM契約に基づきY社に納品されたものであり、Y社ブランドを付しY社を製造者と表示して販売されたものであった。この場合、Aに対し製造物責任法に基づく損害賠償責任を負うのは、X社のみである。
- エ. 甲を購入したAが、甲をその通常の用法に従って使用中に本件発火事故が発生し、Aはやけどを負った。甲の欠陥は、甲の納入先である小売店Yの従業員が、A宅に甲を配送する途中で誤って落としたために生じたものであった。この場合、X社は、Aに対し、製造物責任法に基づく損害賠償責任を負う。
- オ. 甲を購入したAが、甲をその通常の用法に従って使用中に本件発火事故が発生し、Aはやけどを負った。甲が20年以上前に販売を終了された製品であり、X社が小売店に甲を納入しAが甲を購入したのも20年以上前であった場合、X社は、Aに対し、製造物責任法に基づく損害賠償責任を負わない。

- | | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| ① | アー○ | イー○ | ウー○ | エー○ | オー○ |
| ② | アー○ | イー○ | ウー× | エー× | オー○ |
| ③ | アー○ | イー× | ウー× | エー○ | オー× |
| ④ | アー× | イー○ | ウー× | エー○ | オー○ |
| ⑤ | アー× | イー× | ウー○ | エー× | オー× |

第5問 5－1 (3点)

譲渡担保に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 債権者は、債務者がその取引先に対して有する売掛金債権に譲渡担保の設定を受ける場合、債権者と債務者との間の譲渡担保設定契約について契約書を作成することにより、譲渡担保を当該取引先に対抗することができる。
- イ. 債務者は、自己が所有し使用している不動産に譲渡担保を設定する場合、譲渡担保権者と合意することにより、引き続き当該不動産を使用することができる。
- ウ. 債権者が、債務者の所有する不動産を目的物として譲渡担保の設定を受ける場合、当該譲渡担保の第三者に対する対抗要件は登記である。
- エ. 債権者が、法人である債務者がその取引先に対して有する債権を目的物として譲渡担保の設定を受ける場合、「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」(動産・債権譲渡特例法)による債権譲渡登記を経ることで、当該譲渡担保につき、第三者に対する対抗要件を具備することができる。
- オ. 動産を目的物として譲渡担保を設定した場合において、債務者である譲渡担保設定者が被担保債権について債務の履行を怠ったときは、譲渡担保者は、裁判所に譲渡担保の実行を申し立てて当該動産を競売に付し、その売却代金から自己の債権の満足を得るほかなく、裁判所の手続を経ずに譲渡担保を自ら私的に実行し、当該動産の所有権を取得することはできない。

- ① アイウ ② アイオ ③ アエオ ④ イウエ ⑤ ウエオ

第5問 5-2 (3点)

A株式会社は、金属食器の製造および金属部品の表面加工を事業内容としており、A社の売上および資産について両部門が占める割合もおおよそ50%ずつとなっている。A社では、事業譲渡による事業の再編を検討している。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. A社は、金属部品の表面加工事業をB社に譲渡し、金属食器の製造に事業を集約することとした。この場合、金属部品の表面加工事業によりA社が負っている債務は、当該事業の譲渡によって当然にはB社に移転せず、当該債務を移転させるには、別途債務引受け等の方法による必要がある。

イ. A社は、その事業のすべてをC社に譲渡し、その後清算手続に入ることにした。この場合において、原則として当該事業の譲渡の対価としてC社がA社に交付する財産の帳簿価額の合計額がC社の純資産額の5分の1を超えないときは、C社においては、当該事業の譲渡について株主総会の承認を得る必要はない。

ウ. A社は、金属食器の製造事業をD社に譲渡し、金属部品の表面加工に事業を集約することとした。この場合、A社およびD社は、それぞれ、当該事業の譲渡について株主総会の特別決議による承認を得なければならない。

エ. A社は、金属食器の製造事業を、金属食器の製造事業を行っていないE社に譲渡し、金属部品の表面加工に事業を集約することとした。この場合、E社は、当該事業の譲渡に伴い、E社の定款における事業目的に金属食器の製造事業が追加されたものとみなされるため、別途定款変更の手続をとる必要はない。

オ. A社は、金属部品の表面加工事業を、A社との関係で会社法上の特別支配会社に当たるF社に譲渡することとした。この場合、A社においては、当該事業の譲渡について株主総会の承認を得る必要はない。

- ① アイオ ② アウエ ③ アウオ ④ イウエ ⑤ イエオ

第5問 5-3 (3点)

仲裁に関する次の文章中の下線部①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

仲裁とは、一般に契約当事者が選定した第三者(仲裁人)の裁定に委ねることにより紛争を解決することをいう。日本では、仲裁について、仲裁法が定められており、同法には以下のような規定が設けられている。

①仲裁手続の対象とされているのは、国際取引上の法的紛争に限られており、日本国内の民事上の法的紛争について仲裁を利用することはできない。

②仲裁合意は、当事者の全部が署名した文書、当事者が交換した書簡または電報(ファックス等を含む)その他の書面によりしなければならないが、電磁的記録によってもこれをすることは可能であるが、口頭の合意ではすることができない。仲裁合意がなされれば、当事者は仲裁手続により紛争を解決しなければならないが、③当事者の一方が、適法になされた仲裁合意を無視して、日本の裁判所の民事訴訟を提起しても、他方当事者は訴えの却下を求めることはできず、仲裁合意に違反したとして債務不履行が問題となるにすぎない。

また、④仲裁手続の審理については、民事訴訟手続と同様に、公開による手続が義務付けられている。

仲裁は、当事者間で和解が成立しなくとも、仲裁人の判断に当事者が拘束されるものであり、当然、当事者にとって予期しない判断がなされる可能性もある。⑤仲裁合意に基づき当事者が選任した仲裁人が行った仲裁判断に確定判決と同一の効力が認められるためには、仲裁判断に先立ち、裁判所による仲裁人の承認がなされていなければならない。

第5問 5-4 (3点)

X社は、インターネット上の自社のホームページで自社の商品を販売するサイトを設けることにした。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. X社は、消費者Yから商品を購入する旨の申込みをホームページ上で受け、当該申込みに対し電子メールで承諾の意思表示を行ったが、その電子メールがX社の責めによらない事由でYに到達しなかった。この場合、X社とYとの間で当該商品の売買契約は成立しない。

イ. X社は、未成年者である消費者Yから商品を購入する旨の申込みをホームページ上で受け、これを承諾し商品を送付した。その後、Yは、X社に対し、自己は未成年者であり、売買契約を取り消したい旨の連絡をした。この場合、電子商取引には未成年者による契約の取消しは認められていないため、Yは、自己が未成年者であることを理由に、当該売買契約を取り消すことはできない。

ウ. 消費者Yは、X社のホームページを通じて商品を購入したが、その後、当該商品は必要ないと考え、クーリング・オフをしたいを考えている。この場合、電子消費者契約法上、ホームページを通じた電子商取引についてはクーリング・オフの制度は設けておらず、Yはクーリング・オフをすることはできない。

エ. 消費者Yは、X社のホームページを通じて、重大な過失により、商品を2個購入するつもりで商品を3個購入する旨の意思表示をしたため、X社に対し、要素の錯誤を理由に当該意思表示の無効を主張した。この場合において、X社は、当該ホームページの商品購入画面上に購入者の商品購入の意思表示を行う意思の有無を確認するために必要な措置を講じていたときは、Yに対し、Yに重大な過失があったことを理由に、当該意思表示は無効ではない旨を主張することができる。

オ. X社は、顧客からの代金の支払いについて、1年間毎月の分割払いにも応じる旨の広告をホームページ上で行い、分割払い専用の画面も設けた。この場合、信販会社等の第三者を介入させることなく販売業者と消費者との間で直接行われる、いわゆる自社割賦には割賦販売法は適用されないため、X社は、当該広告において割賦販売法所定の事項を表示する必要はない。

- ① アイエ ② アウエ ③ アウオ ④ イウオ ⑤ イエオ

第6問 6-1 (2点)

商標権に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 商標について商標登録を受けようとする者は、すでに第三者が当該商標と同一の指定商品にかかる類似の商標について商標登録を受けているときは、当該商標について商標登録を受けることができない。
- ② 商標登録については、実用新案登録と同様に、商標登録出願の形式面についての審査のみを行って商標権の設定登録を行う早期登録制度がとられている。したがって、商標登録出願があったときは、その商標登録出願の放棄、取下げ、または却下がなされた場合を除き、商標権の設定登録がなされる。
- ③ 商標権者は、自己の登録商標と同一または類似の指定商品について、当該登録商標と同一または類似の商標を無断で使用し、自己の商標権を侵害している者に対して、その使用の差止めを請求することができる。
- ④ 商標登録を受けることができる標章には、人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状もしくは色彩またはこれらの結合のほか、音が含まれる。
- ⑤ 地域の名称および自己の商品等の普通名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標は、地域団体商標として商標登録の対象となり得る。

第6問 6-2 (2点)

次の①～⑤の記述は、Xにおける甲と乙との間でなされた企業活動にかかわる犯罪に関する会話の一部である。この会話における乙の発言のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 甲「総会屋が株主の権利行使に関し当社に金銭の交付を要求してきた場合、当該総会屋にはどのような犯罪が成立する可能性がありますか。」
乙「刑法上の恐喝罪が成立する可能性があります。会社法上は、株主の権利行使に関し当社に金銭の交付を要求する行為を処罰する規定はありません。」
- ② 甲「当社の秘密文書を保管する権限を有する従業員には、どのような犯罪が成立する可能性がありますか。」
乙「秘密文書の保管権限を有する従業員が、その秘密文書を無断で社外に持ち出した場合には、業務上横領罪が成立する可能性があります。しかし、当該従業員が、文書は持ち出さず、文書に記載された秘密自体を他社に漏らした場合には、何ら犯罪は成立しません。」
- ③ 甲「当社の活動を妨害する目的で嘘の中傷ビラを配った者に対してはどのような犯罪が成立する可能性がありますか。」
乙「嘘の中傷ビラによって虚偽の風説を流布したことで当社の業務を妨害したとして偽計業務妨害罪が成立する可能性があります。また嘘の中傷ビラによって当社の経済的信用が傷つけられたとして信用毀損罪が成立する可能性があります。」
- ④ 甲「当社の従業員が当社の取締役の犯罪行為を公益通報した場合、そのことを理由に当該従業員の給料を減額することは、公益通報者保護法上禁止されていますか。」
乙「公益通報者保護法上、公益通報を行ったことを理由とする解雇は禁止されていますが、公益通報をしたことを理由とする公益通報者に対する減給は禁止されていません。」
- ⑤ 甲「当社の取締役が自己の利益を図る目的で任務に違反して当社に財産上の損害を生じさせた場合、この取締役にはどのような犯罪が成立する可能性がありますか。」
乙「自己の利益を図る目的で任務違反行為をした当該取締役には、特別背任罪が成立する可能性があります。ただし、当該任務違反行為が法令、定款、内規等に違反しない場合には、特別背任罪は成立しません。」

第6問 6-3 (2点)

破産手続に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. X社について破産手続開始の決定がなされ、Aが破産管財人に選任された。この場合、X社の代表取締役Bは、Y社との間で新規にX社商品の売買契約を締結することができる。

イ. X社について破産手続開始の決定がなされた。この場合、破産手続開始決定の前に、Y社がX社に対して有する貸金債権につき確定判決を得ていたとしても、破産手続開始決定がなされた後は、Y社は、X社の財産に対し強制執行の申立てをすることはできない。

ウ. X社について破産手続開始の決定がなされた。この場合、破産手続開始決定の前に、X社所有の建物に抵当権の設定を受けていたY社は、破産手続開始決定がなされた後は、当該抵当権を実行して債権の回収を図ることができない。

エ. X社の代表取締役Aは、債権者であるY社により、X社につき破産手続開始の申立てがなされる予定であることを知った。Aは、X社を代表して、Aの息子であるBとの間で、Aが自宅の敷地として使用しているX社所有の土地をBに贈与する旨の贈与契約を締結した。この場合、その後、X社について破産手続開始の決定がなされ、破産管財人に選任されたCは、原則として、破産財団のためにX社のBに対する土地の贈与を否認することができる。

オ. X社は、Y社との間で、X社の製品をY社に売却する旨の売買契約を締結したが、製品の引渡しも代金の支払いもなされないうちに、X社が破産手続開始の決定を受けた。この場合において、Y社が、X社の破産管財人Aに対し、本件売買契約に基づき製品を引き渡すか、売買契約を解除するか、いずれを選択するかにつき確答を求めたのに対し、Aが相当の期間内に確答しないときは、本件売買契約は、解除されたものとみなされる。

- ① アイウ ② アイエ ③ アウオ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第6問 6-4 (2点)

ファイナンス・リースに関する次の文章中の下線部(a)～(e)の記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ファイナンス・リースの当事者には、リース会社、リース会社から物件を借り受けて使用するユーザー、物件を供給するサプライヤーの三者が存在する。

ファイナンス・リース契約は、ユーザーによるリース契約の申込みに対し、リース会社が承諾をした時点で成立する。(a) ファイナンス・リース契約については、後日のトラブルを防止する観点から、書面により締結しなければ効力を生じない旨が法律上明文で規定されている。一方、物件を供給するサプライヤーは、リース会社と物件の売買契約を締結し、リース会社は、サプライヤーから買い付けた物件をユーザーに貸し付けることになる。(b) サプライヤーとリース会社との間の物件の売買契約は、法律上契約の効力発生要件として書面を作成することを要求されているわけではなく、口頭の合意でも効力が生じる。サプライヤーとユーザーの関係については、(c) ユーザーに物件を供給するのはサプライヤーであることから、ファイナンス・リース契約において、サプライヤーは、法律上当然に、ユーザーに対し、物件の保守・修繕義務を負うとされている。

法律上は、リース会社がユーザーに物件を貸し付けるが、リース会社の経済的な機能はユーザーに資金を提供する代わりに、物件そのものを貸し付けているのであり、物融の役割を果たしている。ファイナンス・リースの目的となる物件は、通常はサプライヤーから直接ユーザーに納入される。ただし、(d) リースの目的となる物件の所有権はリース会社にあるので、物件が滅失した場合、ユーザーは、リース会社に損害金を支払うことになる。

ファイナンス・リースの契約期間が満了した場合、本来は、ユーザーは物件をリース会社に返還しなければならないが、引き続き利用したいとユーザーが考える場合、再度リースを受けることも可能である。また、(e) ユーザーは、法律上、再度リースを受けずに当該物件を買い受けることを禁止されているわけではない。

- ① a b c ② a c e ③ a b e ④ b c d ⑤ b d e

第7問 7-1 (2点)

債権譲渡に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. A社は、A社がB社に対して有する1000万円の売掛金債権をC社に譲渡し、確定日付のある証書によりその旨をB社に通知した。しかし、A社が当該売掛金債権にかかる商品をB社に納品していないことから、B社は、当該売掛金債権については同時履行の抗弁を有しているので債権譲渡を認めない旨をC社に主張した。この場合、A社とC社間の当該債権譲渡は無効となる。

イ. A社は、A社がB社に対して有する1000万円の貸金債権をC社に譲渡し、債権譲渡登記ファイルにその旨の登記を行った。その後、当該貸金債権に対する弁済としてB社がA社に1000万円を支払った場合であっても、C社は、B社に対して、当該貸金債権について自社に対し再度弁済するよう請求することができる。

ウ. A社は、A社がB社に対して有する1000万円の貸金債権をC社に譲渡し、確定日付のある証書によらずにその旨をB社に通知した。その後、当該貸金債権に対する弁済としてB社がA社に対して1000万円を支払った場合であっても、C社は、B社に対して、当該貸金債権について自社に対し再度弁済するよう請求することができる。

エ. A社は、A社がB社に対して有する1000万円の貸金債権を、平成28年12月1日、C社とD社に二重に譲渡した。C社に対する債権譲渡については、同日、B社が確定日付のある証書によらずに承諾した。その後、D社に対する債権譲渡について、同月5日の確定日付のある証書によるA社からの通知が同月6日にB社に到達した。この場合、B社は、当該貸金債権につき、C社ではなくD社に対して弁済しなければならない。

オ. A社は、A社がB社に対して有する1000万円の貸金債権を、平成28年12月1日、C社とD社に二重に譲渡した。C社に対する債権譲渡について、同月5日の確定日付のある証書によるA社からの通知が同月6日にB社に到達した。また、D社に対する債権譲渡について、同月2日の確定日付のある証書によるA社からの通知が同月7日にB社に到達した。この場合、B社は、当該貸金債権につき、D社ではなくC社に対して弁済しなければならない。

- ① アイエ ② アイオ ③ アウエ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第7問 7-2 (2点)

X株式会社における取締役の職務執行の監督に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものを○、適切でないものを×とした場合の組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. X社が会社法上の公開会社である場合において、X社の監査役Aは、X社の取締役BがX社の目的の範囲外の行為をするおそれがあるときは、当該行為によってX社に損害が生じるおそれがあるか否かにかかわらず、Bに対し、当該行為をやめることを請求することができる。

イ. X社は、会社法上の公開会社である場合であっても、X社の監査役Aの職務権限を会計監査に限定することができる。

ウ. X社が取締役会設置会社である場合、X社の監査役Aは、原則として、X社の取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

エ. X社が監査役会設置会社である場合において、X社の監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するときは、X社の取締役は、X社の監査役会の同意を得なければならない。

オ. X社が監査等委員会設置会社である場合、現在X社の取締役である者または過去においてX社の取締役となつたことがある者は、X社の監査等委員になることはできない。

- | | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| ① | アー○ | イー○ | ウー○ | エー○ | オー○ |
| ② | アー○ | イー○ | ウー× | エー× | オー○ |
| ③ | アー○ | イー× | ウー× | エー○ | オー× |
| ④ | アー× | イー× | ウー○ | エー○ | オー× |
| ⑤ | アー× | イー× | ウー○ | エー× | オー× |

第7問 7-3 (2点)

X社は、労働者災害補償保険法（労災保険法）の適用事業場である。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. X社にアルバイトとして勤務しているYは、所定労働時間内にX社の事業場内において業務に従事している際に、作業施設の不具合が原因で負傷した。この場合、アルバイトであるYの負傷は、労災保険法に基づく保険給付の対象となり得る。

イ. X社の労働者であるYは、X社の業務上の命令を遂行するために出張に赴いた際に、交通事故に遭い負傷した。この場合のYの負傷は、X社の事業場の施設内において発生したものではないため、労災保険法に基づく保険給付の対象とはならない。

ウ. X社の労働者であるYは、X社所定の休憩時間にX社の事業場内の休憩室で昼食を摂っていた際、当該休憩室の照明設備の不備により照明器具が落下しこれに当たり負傷した。この場合のYの負傷は、実際に業務を行っている間に発生したものではないため、労災保険法に基づく保険給付の対象とはならない。

エ. X社の労働者であるYは、別の事業主の事業場であるZ社事業場にも二重に就労している。Yは、Z社事業場での業務終了後、X社事業場へ直接向かうために合理的な経路を移動中に交通事故に遭い負傷した。この場合のYの負傷は、労災保険法に基づく保険給付の対象とならない。

オ. X社の労働者であるYは、X社事業場における業務終了後の帰宅途中に、通常利用している通勤経路外に所在するA百貨店に立ち寄った。Yは、A百貨店内で約2時間にわたり私的な買い物をしていた際に、A百貨店のエスカレーターの故障により転倒し負傷した。この場合のYの負傷は、労災保険法に基づく保険給付の対象とはならない。

- ① アイ ② アオ ③ イウ ④ ウエ ⑤ エオ

第7問 7-4 (2点)

金融機関Aは、法人および個人の顧客に対して預金等の業務を行っている。また、Bは、Aの預金者である。この場合に関する次のア～エの記述のうち、その内容が適切なものを○、適切でないものを×とした場合の組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. Bは、Aに100万円の預金を行い、Aから預金証書の交付を受けた。その後、当該預金証書が滅失した場合、民法上、BのAに対する当該預金の払戻請求権は消滅する。

イ. Cは、B名義の預金通帳およびBの印鑑を窃取し、Aの窓口これらを持参してB名義の預金の払戻しを受けた。この場合において、払戻しを受けた者がBではないことにつきAが善意無過失であるときは、民法上、当該払戻しは、BがAに対して有する預金債権についての弁済として有効である。

ウ. Cは、B名義の預金口座のキャッシュカードを偽造し、この偽造カードを用いてAのATM(現金自動預払機)からB名義の預金の払戻しを行った。この場合において、当該払戻しにつきAに過失があるときは、Bに重大な過失があっても、預金者保護法上、当該払戻しは、BがAに対して有する預金債権についての有効な弁済とはならない。

エ. Cは、B名義の預金口座のキャッシュカードを窃取し、この盗難カードを用いてAのATMからB名義の預金の払戻しを行った。この場合、Bが、自己のキャッシュカードが盗取された旨をAに通知しなかったとしても、預金者保護法上、Bは、Aに対し、当該払戻し額の全額の補てんを求めることができる。

- | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|
| ① | アー○ | イー○ | ウー× | エー○ |
| ② | アー○ | イー× | ウー○ | エー× |
| ③ | アー○ | イー× | ウー× | エー○ |
| ④ | アー× | イー○ | ウー○ | エー× |
| ⑤ | アー× | イー○ | ウー× | エー○ |

第8問 8-1 (2点)

企業活動と行政とのかかわりに関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 行政手続法上、行政庁は、申請に対する処分に係る審査基準を定め、行政上特別の支障があるときを除き、これを公にしておかなければならない。
- ② 行政手続法上、行政庁は、不利益処分に係る処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。
- ③ 行政手続法上、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。
- ④ 行政手続法上、行政指導は書面によるほか口頭で行うこともでき、その相手方から行政指導の内容を記載した書面の交付を求められた場合であっても、当該行政指導に携わる者は、原則として、これを交付する必要はない。
- ⑤ 地方公共団体の定める条例は、法律と矛盾抵触しない限り、法律の定めるものと同一の事項について制定することもできる。

第8問 8-2 (2点)

Aは、B社が他社と事業提携を行うに際して、商法上の仲立人として、B社との間で媒介契約を締結し、事業提携契約の成立のために活動を開始した。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. Aは、B社の事業提携のために尽力したが、最終的に事業提携を成立させることができなかった。この場合、商法上、Aは、B社に対して報酬を請求することができない。

イ. 民法上、Aは、B社に対して善良な管理者の注意をもって事業提携契約の成立に尽力すべき義務を負う。

ウ. Aの仲立により、B社とC社の間で事業提携契約が成立した。この場合、商法上、Aは、B社およびC社の商号、契約年月日およびその要領を帳簿に記載して保存しなければならないが、B社またはC社からその帳簿の謄本の交付の請求を受けたとしても、これを交付する義務を負わない。

エ. Aの仲立により、B社とC社の間で事業提携契約が成立した。この場合、商法上、Aは、当該事業提携契約の成立を証する書面(結約書)を作成し、署名または記名押印の上、B社およびC社に交付した後でなければ、報酬を請求することができない。

オ. Aの仲立により成立したB社とC社の事業提携契約において、C社は、B社に権利金を交付すべきことが定められていた。この場合において、本件媒介契約に特段の定めがなくとも、商法上、C社は、Aに当該権利金を交付したときは、B社に対して債務を履行したものとみなされる。

- ① アイエ ② アイオ ③ アウエ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第8問 8－3 (2点)

不正競争防止法に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 自己の商品の表示として、他人の商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている周知のものと同じまたは類似の表示を使用し、他人の商品と混同を生じさせる行為は、不正競争防止法上の不正競争に該当する。
- ② 他人の商品の形態を模倣した商品を販売する行為は、当該形態が当該他人の商品の機能を確保するために不可欠な形態であるときであっても、不正競争防止法上の不正競争に該当する。
- ③ 不正競争によって営業上の利益を侵害され、または侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者または侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止または予防を請求することができる。
- ④ 不正競争によって営業上の利益を侵害された者が故意または過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、当該侵害をした者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、その営業上の利益を侵害された者が受けた損害の額と推定される。
- ⑤ 外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等にその職務に関する行為をさせることを目的として金銭を供与してはならず、これに違反した者には刑事罰が科されることがある。

第8問 8-4 (2点)

A社は、B社に対して500万円の貸金債権を有しているが、弁済期が経過してもB社はA社に対して借入金の弁済をしない。A社が当該貸金債権の回収のためにB社の資産を調査したところ、B社は、C社に対して、履行期の到来した500万円の売掛金債権を有するほかには、B社の債務の引当てとなる資産を有しないことが判明した。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. B社が、C社に対して本件売掛金の支払いを求める訴えを裁判所に提起している場合、A社は、本件売掛金債権につき債権者代位権を行使することができない。
- イ. C社が、B社からの本件売掛金の請求について、その履行を拒絶することのできる抗弁権を有している場合であっても、A社が本件売掛金債権につき債権者代位権を行使し、C社に対し、本件売掛金債権を請求したときには、C社は、当該抗弁権をA社に主張することはできない。
- ウ. A社が本件売掛金債権につき債権者代位権を行使する場合、A社は、C社に対し、売掛金をB社に支払うよう請求できるだけでなく、A社に直接支払うよう請求することもできる。
- エ. B社は、第三者であるD社に本件売掛金債権を低廉な価格で譲渡した。この場合、B社が行った本件売掛金債権の譲渡について、A社が詐害行為取消権を行使するためには、B社が当該譲渡によってB社の債権者を害することを知っている必要があるが、D社が当該害すべき事実を知っていることは必要ではない。
- オ. A社は、本件貸金債権を保全するため、本件売掛金債権について仮差押命令を得てこれがC社に送達された。この場合、A社は、当該仮差押命令に基づきC社から売掛金を直接取り立てることができる。

- ① アイ ② アウ ③ イオ ④ ウエ ⑤ エオ

第9問 9-1 (2点)

民事訴訟以外の法的紛争の解決手段に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものを○、適切でないものを×とした場合の組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. 当事者間で裁判外の和解を行う場合、その内容を公正証書にしなければ、法律上、和解の効力は認められない。

イ. 不動産の明渡しに関する当事者間の紛争について即決和解が成立し和解調書が作成された場合、当該和解調書によって当該不動産の明渡しを強制執行することができる。

ウ. 民事調停において当事者間に合意が成立した結果作成された調停調書は、債務名義となり、その記載は裁判上の和解と同一の効力を有する。

エ. 支払督促が発せられたが、相手方が督促異議を申し立てた場合、支払督促を申し立てた時に、管轄のある簡易裁判所または地方裁判所に訴えを提起したものとみなされ、民事訴訟手続に移行する。

オ. 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR基本法)上、民事上の法的紛争の当事者の一方が、認証紛争解決事業者との間で認証紛争解決手続に関する契約を締結すると、認証紛争解決手続が開始され、他方当事者は当該認証紛争解決手続の期日に出頭することを強制される。この場合において、当該他方当事者が当該期日に欠席したときには、直ちに、期日に出席した当事者の主張を認める執行証書が作成される。

① アー○ イー○ ウー○ エー× オー○

② アー○ イー× ウー× エー× オー○

③ アー× イー○ ウー× エー○ オー×

④ アー× イー○ ウー○ エー○ オー×

⑤ アー× イー× ウー○ エー× オー×

第9問 9-2 (2点)

X株式会社は、資金調達のため、募集株式を発行することを検討している。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. X社は、会社法上の公開会社である場合、株主割当てにより募集株式を発行するに際し、取締役会決議により募集事項を決定することができる。

イ. 株式会社が発行する株式数の上限について、会社法および定款の定めによる制限はないため、X社が発行する募集株式の数については何ら制限されない。

ウ. X社が募集株式の発行を行った場合において、募集株式の引受人のうちに出資の履行をしない者がいる場合、X社の募集株式の発行手続自体は無効とならず、当該出資の履行をしない者は募集株式の株主となる権利を失う。

エ. X社が、会社法の規定に違反して募集株式の発行を行おうとしており、これによりX社の株主が不利益を受けるおそれがある場合、X社の株主は、X社に対し、事前に募集株式の発行の差止めを請求することができる。

オ. X社の株主は、X社が募集株式を発行した後は、募集株式の発行につきいかなる法的瑕疵があっても、これを無効とすることはできない。

- ① アイウ ② アイオ ③ アウエ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第9問 9-3 (2点)

貸金業および金融商品取引業に対する規制に関する次のア～エの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 貸金業者であるX社は、消費者Aとの間で貸付けの契約を締結しようとする場合において、Aの収入または収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項の調査により、当該貸付けの契約がAの返済能力を超えるものと認められるときは、当該貸付けの契約を締結してはならない。
- イ. 貸金業者であるX社は、消費者Aとの間で金銭消費貸借契約を締結したが、当該契約における利息の定めは利息制限法の規定する利率の上限を超過するものであった。この場合、利息制限法上、当該上限を超過する部分の利息の定めは無効であるが、当該上限を超えない範囲内の利息の定めは有効である。
- ウ. X社は、上場会社であるY社の発行済株式のうち10分の1を保有しているが、今般、Y社の経営権を取得すべく、取引所有価証券市場外でY社の株式を取得してその株券等所有割合を発行済株式の3分の2を超えるものとすることを計画している。この場合、金融商品取引法上、X社は、Y社の株式を取得するためには、原則として公開買付けの方法によらなければならないが、買付けの価格については個々の応募株主ごとに合意することにより異なる価格を定めることができる。
- エ. X社の取締役Aは、上場会社であるY社との契約締結交渉の過程で、Y社が数千億円規模の開発プロジェクトを計画しており、間もなくその計画が公表されることを知った。この場合において、当該計画が公表される前にAがY社の株式を取得しても、Aは、Y社の役職員ではないため、金融商品取引法違反とはならない。

- ① アイ ② アエ ③ イウ ④ イエ ⑤ ウエ

第9問 9-4 (2点)

日本に本店所在地があるX社と、A国に本店所在地があるY社との間で、国際売買契約が締結された。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. X社とY社は、本件契約の締結に際し、本件契約に関する民事上の法的紛争が生じた場合に備え、国際裁判管轄の合意を行い、日本の裁判所に管轄権があると定めていた。この場合であっても、日本の法制度は国際紛争についての合意管轄を認めていないので、X社は合意管轄に基づいて日本の裁判所に民事訴訟を提起することはできない。
- イ. 本件契約に関して生じた民事上の法的紛争についての訴訟がA国の裁判所に係属し、同国で審理が行われている。この場合、X社とY社は、本件契約の締結に際し、本件契約に関する民事上の法的紛争が生じた場合に備え、準拠法を日本法とする旨の合意をしていたとしても、A国の法制度如何によっては、準拠法が日本法として採用されず、A国の法律が準拠法とされることもあり得る。
- ウ. X社とY社は、本件契約に関する民事上の法的紛争が生じた場合の準拠法をあらかじめ決めていなかった。この場合における準拠法は、日本の法制度の下では、民事訴訟における原告が属する国の法によるとされているため、X社が、本件契約に関して生じた民事上の法的紛争について日本の裁判所に民事訴訟を提起し当該訴訟が適法に係属すれば、当該紛争には日本の法律が適用される。
- エ. Y社は、本件契約に関して生じた民事上の法的紛争についてA国で民事訴訟を提起し勝訴判決を得たが、X社は当該訴訟が開始されたことについて必要な呼出しや命令の送達を受けたことはなく、当該訴訟が提起されていることを知らなかった。この場合、Y社は、A国で取得した判決に基づいて、X社が日本国内に保有する財産について強制執行を申し立てることはできない。
- オ. Y社は、本件契約に関して生じた民事上の法的紛争についてA国で民事訴訟を提起し、A国の第一審裁判所で勝訴した。この場合、Y社は、当該勝訴判決が確定していなくても、X社が日本国内に保有する財産について強制執行を申し立てることができる。

- ① アイ ② アウ ③ イエ ④ ウオ ⑤ エオ

第10問 10－1 (2点)

株式会社の設立に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 会社は、その本店所在地において設立の登記をすることによって成立する。
- ② 募集設立において、設立時発行株式を引き受ける者を募集する広告に自己の氏名または名称および設立を賛助する旨を記載した者は、会社法上、発起人とみなされ、一定の責任を負う。
- ③ 会社設立時の定款は、会社法で定められた事項を記載し、発起人の全員がこれに署名した時にその効力を生じる。
- ④ 金銭以外の財産を出資の対象とする現物出資をする場合には、定款に会社法で定められた事項を記載し、原則として、裁判所の選任する検査役の調査を受けなければならない。
- ⑤ 各発起人は、株式会社の設立に際し、設立時発行株式を1株以上引き受けなければならない。

第10問 10-2 (2点)

商人間の契約に関する次の文章中の下線部①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

契約は、原則として、当事者による申込みの意思表示とこれに対する承諾の意思表示が合致することにより成立する。申込みの意思表示は、承諾の期限を定めていない限り、原則としてその効力を失わないが、①商法上、商人である対話者の間においては、契約の申込みを受けた者が直ちに承諾をしなかったときは、その申込みはその効力を失う。

また、②商法上、商人が平常取引をする者からその営業の部類に属する契約の申込みを受けたときは、遅滞なく、契約の申込みに対する諾否の通知を発しなげればならず、通知を発することを怠ったときは、当該申込みを承諾したものとみなされる。これらはいずれも商取引の迅速性を考慮したものである。

売買契約が成立すると、売主には買主に対して目的物を引き渡す義務が、買主には売主に対して代金を支払う義務が発生する。③売主および買主双方の義務を履行すべき場所については、民法上、特定物の引渡債務については債権発生の際にその物が存在した場所において、それ以外の債務は債権者の現在の住所において履行しなければならない。これに対し、④商行為によって生じた債務の場合、商法上、特定物の引渡債務についても、債権者の現在の営業所（営業所がない場合にあっては、その住所）において履行しなければならない。

また、⑤商法上、商人間の売買においては、買主は、その売買の目的物を受領したときは、遅滞なくその物を検査しなければならず、検査により売買の目的物に瑕疵があることまたはその数量に不足があることを発見したときは、原則として、直ちに売主に対してその旨の通知を発しなげれば、その瑕疵または数量の不足を理由として売主の責任を追及することができなくなる。

第10問 10-3 (2点)

担保的性質が認められるものに関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① A社とB社は、A社の所有する土地をB社に売却する旨の売買契約を締結することとした。当該売買契約において、A社とB社が、契約成立後3年間はA社が売買代金を返還して契約を解除することができる旨の特約をしても、当該特約は無効である。
- ② A社は、B社に対して商品の売買代金債権を有している一方、B社に対して借入金債務を負っている。この場合において、当該売買代金債権についてB社がA社に対し同時履行の抗弁権を有していても、A社は、当該売買代金債権の履行期が到来すれば、当該売買代金債権を自働債権として、当該借入金債務を対当額で相殺することができる。
- ③ A社は、B社との間で金銭消費貸借契約を締結し、B社に金銭を引き渡すとともに、B社が債務の弁済を怠ったときは、弁済に代えて、B社が所有する本社ビルの所有権をA社に移転するという停止条件付代物弁済契約を締結し、その旨の仮登記を経た。その後、B社について破産手続開始決定がなされた場合、A社は、当該ビルにつき何らの権利を行使することもできず、破産手続に参加して配当を受けるほかない。
- ④ A社は、B社との間で金銭消費貸借契約を締結し、B社に金銭を引き渡すとともに、B社が債務の弁済を怠ったときは、弁済に代えて、B社が所有する本社ビルの所有権をA社に移転するという停止条件付代物弁済契約を締結し、その旨の仮登記を経た。その後、B社が弁済を怠った場合に、当該ビルの価額が債権等の額を上回っているときは、仮登記担保法上、B社は、原則として、A社がその差額をB社に支払うまでは、債権等の額に相当する金銭をA社に提供して、当該ビルの所有権を受け戻すことができる。
- ⑤ A社とB社は、A社の所有する大型発電機をB社に売却する旨の売買契約を締結する際に、B社がその代金の全額を支払うまでは当該発電機の所有権をA社に留保する旨を口頭で約定した。この場合、民法上、当該約定は書面でしなければ効力を生じないため、A社は、B社が代金の支払いを怠ったときであっても、B社に対し、所有権に基づき当該発電機の引渡しを請求することはできない。

第10問 10-4 (2点)

消費者契約法および割賦販売法に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 消費者Aは、事業者Bの従業員Cから、現在プラチナの価格が世界的に高騰しており、2年後には間違いなく購入価格の2倍で売却することができるとの説明を受け、それが確実であると誤認してプラチナ製のネックレスの売買契約を締結した。この場合、消費者契約法に基づき、Aは、当該売買契約を取り消すことができる。
- ② 消費者Aは、事業者Bとの間で、Bからフィットネスバイクを購入する旨の売買契約を締結したが、当該売買契約には、Bの債務不履行によってAに生じた損害を賠償する責任の全部を免除する旨の条項が含まれていた。この場合、消費者契約法上、当該条項は無効である。
- ③ 消費者Aは、割賦販売法上の包括信用購入あっせん業者であるB信販会社のクレジットカードを用いて2年間に24回の分割払い(包括信用購入あっせん)により、同法上の包括信用購入あっせん関係販売業者であるC社の店舗でノートパソコンを購入する旨の売買契約を締結した。この場合、同法上、B社は、Aに対して、遅滞なく、当該売買契約における支払総額ならびに各回ごとの商品代金の支払い分の額および支払時期等を記載した書面を交付しなければならない。これとは別に、C社も、Aに対して、遅滞なく、当該売買契約にかかる現金販売価格および商品の引渡時期等を記載した書面を交付しなければならない。
- ④ 消費者Aは、割賦販売法上の包括信用購入あっせん業者であるB信販会社のクレジットカードを用いて1年間に12回の分割払い(包括信用購入あっせん)により、同法上の包括信用購入あっせん関係販売業者であるC社の店舗でノートパソコンを購入する旨の売買契約を締結した。その後、AがB社に対する約定の支払い分の支払いを怠ったとしても、同法上、B社は、Aに対し、20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告し、その期間内にその義務が履行されないときでなければ、支払いの遅滞を理由として、支払時期の到来していない支払い分の支払いを請求することができない。

- ⑤ 消費者 A は、割賦販売法上の包括信用購入あっせん業者である B 信販会社のクレジットカードを用いて半年間に 6 回の分割払い（包括信用購入あっせん）により、同法上の包括信用購入あっせん関係販売業者である C 社の店舗でノートパソコンを購入する旨の売買契約を締結した。この場合、同法上、A は、当該売買契約を締結した日から一定の期間内であれば、当該売買契約を解除する旨の書面を発してクーリング・オフを行使することにより、当該売買契約を解除することができる。